

2025 年 2 月 19 日

国立大学法人山口大学

総務企画部人事課長 林 浩之 殿

山口大学教職員組合

書記長 森下 徹



大学教育職員業績評価制度の運用について（お尋ね）

1. 大学教育職員業績評価制度については、2020 年度（R2 年度）の新年俸制導入と 2021 年度からの業績評価給支給開始後、2022 年度（R4 年度）に月給制・旧年俸制適用者へも業績評価給支給が始まり、全教育職員に業績評価給が支給（増減）されることとなって 2 年が経過したが、その、部局ごとの運用実態に相当の違いが生じていることについて、先日（2/7）の団体交渉の場で指摘したところである。
2. 教育・学生支援機構では昨年、「大学教育職員等業績評価実施要項」及びその「運用について」等にもとづき 11 月上旬頃とされている当該部局等における認定結果への意見申立を、昨年 12 月 10 日（火）締め切りとして 11 月 27 日（水）夕刻に各当人へ通知したと聞く。これは、もともと認定結果通知が他部局より 1 か月以上遅いうえに、要項第 11 条で「14 日以内」とされている意見申立を 13 日後としており、大きな疑問を持たざるを得ない措置である。実際には、その通知文書等が翌 11 月 28 日（木）朝に配布された例もある。その上で、仮に意見申立があった場合、当該部局の業績評価委員会を開催して再評価を行う必要があることからすれば、なお一定の期間を必要とし、学長への認定区分結果報告は間違いなく勤勉手当等支給予定日である 12 月 10 日を過ぎることとなる。

2024 年度の場合、12 月 10 日の「賞与」は、交渉終結後に確定となるため実害は生じていないであろうが、そのことを告げる教職員への通知は 12 月 3 日発であり、この間、困惑した当該者も少なくないと思われる。当組合との交渉事項となっていた 12 月期賞与での業績評価給の取り扱いを当該部局長がどのように認識していたかは定かではないが、全体として特異な運用でありこれもまた、適切さを欠いていると考える。
3. この他、例えばある部局では、評価区分決定に際して部局長の判断で「区分 C+」適用を全く行わないこととしていると聞き及んでいる。この場合、例えば前年度の評価が B で、翌年度も絶対評価に大きな変動がない場合でも、学部への配分 ept が一定程度マイナスとなった際には、1 ランク下の C+ではなく 2 ランク下の C と認定するということが起こりうる。C+はもともと山口大学教職員組合の要求を受け入れて大学が設定したものであり、これによって「激変緩和を図る」運用が可能とされているものであることからすれば、当該部局での運用方針は適切さを欠いていると言わざるを得ない。

以上について、まずは今年度の業績評価実施に当たり各部局におこなった通知と、上記 2 部局の運用状況に対して大学としてどのように考え、また指摘・指導等をおこなうのかを説明いただきたい。また、その他の部局にあっても類似した不適切な運用がある可能性もあり、合わせて確認いただきたい。